| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第４　包括外部監査の結果及び意見 | | | |
| １　各施設についての結果・意見 | | | |
| (5)　狭山池博物館 | | | |
| 【監査の結果42】保守点検に対する対応の記録方法  【都市整備部】 | 大阪府は、保守点検における多数の指摘事項のうち、修繕・取替の必要性が高いのはどの事項であるのか、直ぐには対応しないと判断したのはどの事項であるのか、直ぐには対応しないと判断した理由は何であるのか等について、一覧性のある形で記録しておくべきである。 | 保守点検における指摘事項について、修繕・取替の優先度や直ぐには対応しないと判断した理由等を一覧表に記録し、平成30年度より運用することとしました。 | 措置 |
| 【監査の結果43】図録出納簿への検印漏れ  【都市整備部】 | 大阪府は、責任者が図録の販売状況を毎日チェックしているのであれば、１か月分の図録出納簿のデータをプリントアウトした書類にまとめて検印を押捺するのではなく、毎日作成している手書きの図録出納簿に検印を押捺すべきである。 | 今回監査での指摘を受けて、平成29年９月からは、毎日作成している手書きの図録出納簿に検印を押捺しています。 | 措置 |
| (6)　服部緑地 | | | |
| 【監査の結果44】府営公園管理要領と契約条項の齟齬  【都市整備部】 | 大阪府の書面による事前の承諾があった場合に主要な管理運営業務を再委託できることとするのであれば、大阪府は、募集要項及び府営公園管理要領にもその旨を記載すべきである。 | 「管理運営業務契約書」からただし書きを削除することで、募集要項や府営公園管理要領との整合を図り、平成30年４月契約の契約書から反映済みです。 | 措置 |
| 【監査の結果45】貸与物品管理（指定管理期間終了時の確認）  【都市整備部】 | 従前の指定管理者と同一の指定管理者が選定された場合であっても、従前の指定管理期間の終了に際しては、指定管理者と大阪府の双方が立ち会いのもとで、貸与物品のチェックをして、返還届に代えて、その結果を記載した報告書を作成すべきである。 | 平成29年度末に実施された業務引継ぎについては、前期と次期の指定管理者が同一でしたが、大阪府と指定管理者の双方立会いのもと貸与物品の確認を実施し、その報告書として返還届が指定管理者より提出されました。（平成30年３月31日付） | 措置 |
| 【監査の結果46】業務履行の記録の不備  【都市整備部】 | 指定管理者は、駐車場の売上日報の金額を毎日チェックしたのであれば、売上日報の徴収者と確認者の欄に検印を押捺すべきである。 | 駐車場の売上げをチェックする際に、日報の徴収者と確認者の欄に漏れなく検印するように改善するとともに、週ごとに日報の確認を行うよう対応しました。 | 措置 |
| (7)　堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地） | | | |
| 【監査の結果47】施行規則と契約書等との齟齬  【都市整備部】 | １　大阪府と指定管理者は、速やかに協議を行い、大阪府港湾施設条例施行規則の規定と整合するように、管理運営業務基本協定書第７条第１項の事業報告書の提出期限を「毎年度終了後30日以内」に変更する旨の書面による合意をすべきである。  　　また、大阪府は、今後の指定管理者の選定に際しては、大阪府港湾施設条例及び同施行規則と指定要件書及び管理運営業務基本協定書の記載との間に齟齬が生じないよう留意すべきである。  ２　大阪府は、速やかに指定管理者と協議の上、管理運営業務基本協定書第18条第２項の誤記を訂正する旨の書面による合意をすべきである。  ３　大阪府は、速やかに指定管理者と協議の上、管理運営業務基本協定書第21条第１項の「停止させる」との文言を「解除する」に変更する旨の書面による合意をすべきである。 | １　管理運営業務基本協定書第７条第１項の事業報告書の提出期限を「毎年度終了後30日以内」に変更する旨の合意書を締結済みです。（平成30年３月30日付）  ２　指定管理者と協議を行い、管理運営業務基本協定書第18条第２項の誤記を訂正する旨の合意書を締結済みです。（平成30年３月30日付）  ３　指定管理者と協議を行い、管理運営業務基本協定書第21条第１項の「停止させる」との文言を「解除する」に変更する旨の合意書を締結済みです。（平成30年３月30日付） | 措置 |
| 【監査の結果48】事業計画書及び事業報告書の提出時期  【都市整備部】 | １　指定管理者は、事業計画書、収支計画書、管理体制計画書及び事業報告書の提出期限を遵守すべきである。  ２　大阪府は、指定管理者に対し、上記各書類の提出期限を遵守するよう厳格に求めるべきである。 | １　平成30年度事業計画書、収支計画書、管理体制計画書については、平成29年度内に提出済みです。（平成30年３月30日提出）  　　また、平成29年度事業報告書については、期限である平成30年４月末までに提出済みです。（平成30年４月27日付）  ２　事業計画書、収支計画書、管理体制計画書及び事業報告書の提出期限を遵守するように厳格に指導を行いました。 | 措置 |
| 【監査の結果49】事業計画書及び事業報告書の記載内容  【都市整備部】 | １　指定管理者は、速やかに、平成28年度の事業報告書について、より充実した内容のものを作成し直し、大阪府へ提出すべきである。  ２　大阪府は、指定管理者が提出した事業計画書、収支計画書、管理体制計画書及び事業報告書について、その内容を十分に確認し、不十分なものであれば、再提出等を求めるべきである。 | １ 平成28年度事業報告書について,  再度作成したものを提出済みです。（平成30年４月19日提出）  ２　指定管理者が提出した事業計画書、収支計画書、管理体制計画書及び事業報告書について、内容が不十分な場合は、再提出等を求めることとしました。 | 措置 |
| 【監査の結果50】使用許可及び利用料金の収納のあり方  【都市整備部】 | 指定管理者は、再委託先の職員に対し、使用許可及び利用料金の徴収を事実上行わせる運用を廃止すべきである。 | 再委託先の職員に対し、使用許可及び利用料金の徴収を行わせる運用を廃止しました。（平成30年３月31日付） | 措置 |
| 【監査の結果51】再委託の承諾のあり方  【都市整備部】 | １　指定管理者は、今後、再委託の必要が生じた場合には、「やむを得ない理由」を明示した上で承諾を求めるべきである。  ２　大阪府は、今後、指定管理者から再委託の承諾の求めがあった際、具体的に事情を確認した上で、「やむを得ない理由」の有無を検討すべきである。 | １　指定管理者より平成30年度管理業務委託について、「やむを得ない理由」を明示した承諾を求める文書が提出されました。  ２　指定管理者から再委託の承諾の求めを受け検討した結果、再委託することはやむを得ない理由があると認めました。 | 措置 |
| (8)　府営駐車場 | | | |
| 【監査の結果54】事業報告書の記載内容  【都市整備部】 | 指定管理者は、速やかに平成28年度の人権研修の実施状況を記載した補充の事業報告書を作成し、大阪府へ提出すべきである。 | 指定管理者より、人権研修の実施状況報告を平成30年３月に受理しました。 | 措置 |
| 【監査の結果55】倉庫室の扉の修繕  【都市整備部】 | 指定管理者は、早急に江坂駐車場の倉庫室の扉の修繕を行うべきである。 | 倉庫室の扉の修繕を平成30年３月に実施しました。 | 措置 |
| (9)　男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター） | | | |
| 【監査の結果58】共同事業体との契約  【府民文化部】 | １　大阪府及び指定管理者は、管理運営業務契約書にドーン運営共同体（現在の指定管理者）の構成員名を明記すべきである。  ２　大阪府は、指定管理者と協議の上、ドーン運営共同体の各構成員が、大阪府に対し、連帯責任を負う旨の文書を取り交わすよう努めるべきである。 | １　管理運営業務契約書へのドーン運営共同体（現在の指定管理者）の構成員名の明記については、全庁方針に従い、次期契約時より明記することとした。（指定管理者及び制度所管課と調整済み。）  ２　ドーン運営共同体の各構成員が大阪府に対し、連帯責任を負うことについては、全庁方針に従い、次期契約時より管理運営業務契約書の条文に明記することとした。（指定管理者及び制度所管課と調整済み。） | 措置 |
| 【監査の結果59】契約書の不備  【府民文化部】 | 大阪府は、指定管理者と速やかに協議の上、管理運営業務契約書第19条第２項の誤記を訂正する旨の書面による合意をすべきである。 | 管理運営業務契約書第19条第２項については、指定管理者と協議の上、契約書を訂正した。 | 措置 |
| 【監査の結果60】事業報告書の記載内容  【府民文化部】 | 指定管理者は、利用者ニーズ（傾向・分析）への対応状況及び人権研修の実施状況に記載した補充の報告書を作成し、速やかに大阪府へ提出すべきである。 | 平成28年度分の利用者ニーズ（傾向・分析）への対応状況及び人権研修の実施状況については、既に指定管理者から大阪府に提出済みである。 | 措置 |
| 【監査の結果61】利用の優先関係  【府民文化部】 | 指定管理者又はその構成員（一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団が大阪府男女共同参画推進事業の受託者として大阪府との契約に基づき利用する場合を除く）がホール又は会議室等の施設を利用する際には、一般の利用者と同様の手続により、予約受付を行うべきである。 | 指定管理者と調整の上、指定管理者又はその構成員（一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団が大阪府男女共同参画推進事業の受託者として大阪府との契約に基づき利用する場合を除く）がホール又は会議室等の施設を利用する際には、一般の利用者と同様の手続により、予約受付を行うべく、「先行予約取扱基準」を改定した。 | 措置 |
| (10)　国際会議場 | | | |
| 【監査の結果62】基本情報の記載の適切性  【府民文化部】 | 大阪府は、基本情報に関し、記載の適切性について確認しておくべきである。 | 基本情報として必要な情報について確認し、適切な記載に改めた。  次回作成時からの記載方針について、制度所管課と調整済み。 | 措置 |
| 【監査の結果63】募集要項の適切性（形式的な点）  【府民文化部】 | 募集要項における「申請者の資格」中に、「民法上の公益法人」との記載があるが、法改正により「民法上の公益法人」は存在しないので、次回の公募時における募集要項においては、当該記載について大阪府は、「一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人」等の記載に改めるべきである。 | 次期公募時の募集要項作成にあたっては、制度所管課作成の「公の施設の指定管理制度に係るマニュアル」の記載文例を参考に、適切に記載することとした。 | 措置 |
| 【監査の結果64】契約条項と募集要項の齟齬  【府民文化部】 | 大阪府は、指定管理者からの再委託を認める業務の範囲について、契約書条項と募集要項との間で齟齬が生じないようにすべきである。 | 次期指定管理者との契約にあたっては、公募時の公平性を確保するため、制度所管課作成の「公の施設の指定管理制度に係るマニュアル」の記載文例を参考に、募集要項と契約書条項との間に齟齬が生じないよう記載することとした。 | 措置 |
| 【監査の結果65】再委託の場合の暴力団等でないことの誓約書  【府民文化部】 | 指定管理者は、再委託先から暴力団等に該当しない旨の誓約書を取得した場合は、速やかに大阪府に提出すべきである。 | 平成30年度について、指定管理者から再委託先の誓約書を受領済み。 | 措置 |
| (12)　江之子島文化芸術創造センター | | | |
| 【監査の結果66】共同事業体の収支  【府民文化部】 | 大阪府は、指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体の構成員ごとの収支を合算した共同事業体としての収支を報告させるべきである。 | 平成29年度決算報告から対応。  平成30年４月15日、指定管理者から共同事業体の構成員ごとの収支を合算した決算報告を受理した。 | 措置 |
| 【監査の結果67】事業計画書の提出時期  【府民文化部】 | 指定管理者は、管理運営業務契約書において定められた期間内に事業計画書を提出すべきである。 | 平成30年度の事業計画書については、平成30年３月12日に指定管理者から提出を受けた。 | 措置 |
| 【監査の結果68】利用料金の減免  【府民文化部】 | 指定管理者は、利用料金の減免基準をホームページ等で公開すべきである。 | 監査結果を受け、利用料金の減免基準をホームページ上で公開することとした。 | 措置 |
| (15)　夕陽丘高等職業技術専門校 | | | |
| 【監査の結果70】収支報告書の誤り  【商工労働部】 | 指定管理者は、大阪府に提出する収支報告書につき、十分確認の上、誤りのないものを提出すべきである。 | 事業報告書に添付されている収支計算書の誤りについては、入力誤りであったことを確認し、修正された収支計算書の提出を受けた。 | 措置 |
| (16)　障がい者交流促進センター | | | |
| 【監査の結果71】公の施設の基本情報変更にあたっての協議  【福祉部】 | 大阪府は、公の施設の基本情報の記載について、施設の目的や実情が適切に反映されているか否かを常に適切に把握し、修正の必要がある場合は、所管課と行政経営課の間で十分に協議を行ったうえで修正すべきである。 | 公の施設の基本情報を平成29年９月６日に修正した際、所管課と行政経営課において協議の上、修正した。  　引き続き、所管課と行政経営課の連携を十分に図っていく。 | 措置 |
| 【監査の結果72】募集要項と契約書の齟齬（再委託）  【福祉部】 | 大阪府は、指定管理者の募集要項と委託契約書の再委託についての記載の齟齬を正すべきである。 | 新たな指定管理協定書（平成30年４月締結）において見直しを行い、再委託にかかる記載を修正した。 | 措置 |
| 【監査の結果74】施設賠償責任保険契約  【福祉部】 | 大阪府は、委託契約において指定管理者に施設賠償責任保険の加入を義務づけるとともに、指定管理者が加入する施設賠償責任保険契約については、大阪府を被保険者に追加すること、及び、指定管理業務開始にあたって、その保険証券の写しを提出することを義務づけるべきである。 | 平成29年度に大阪府も被保険者に追加した。  　新たな指定管理協定書（平成30年４月締結）において、保険証券の写しの提出を義務付けた。 | 措置 |
| 【監査の結果75】物品管理  【福祉部】 | １　大阪府は、大阪府所有の貸与物品の一覧表作成を徹底すべきである。  ２　大阪府は、指定管理者が購入した備品等について、指定管理期間終了後の取扱いについても委託契約書上明記すべきである。 | 新たな指定管理協定書において、貸与物品一覧表を作成し、指定管理期間終了後の備品の取扱いについて明記した。 | 措置 |
| 【監査の結果76】使用料減免手続  【福祉部】 | １　大阪府及び指定管理者は、大阪府立障がい者交流促進センター使用料徴収等事務取扱要領に則って使用料減免手続をすべきである。  ２　同要領が、本施設の運用実態にそぐわない場合には、より効率的な要領に改めるか、利用料金制の導入も検討すべきである。 | 新たな指定管理協定書締結に併せ、大阪府立障がい者交流促進センター使用料徴収等事務取扱要領を改正した。 | 措置 |
| (18)　花の文化園 | | | |
| 【監査の結果85】事業計画書の提出時期  【環境農林水産部】 | 指定管理者は、今後、事業計画書の提出期限を遵守すべきである。 | 今年度分の事業計画書については平成30年3月30日に受領済み。 | 措置 |
| (19)　大阪府民の森（北河内地区）（くろんど園地、ほしだ園地、緑の文化園むろいけ園地） | | | |
| 【監査の結果86】施設賠償責任保険への加入義務  【環境農林水産部】 | 大阪府は、委託契約において指定管理者に施設賠償責任保険の加入及び大阪府を被保険者とすることを義務づけるとともに、現在、指定管理者が加入する施設賠償責任保険契約については、大阪府を追加被保険者として追加するよう求めるべきである。 | 施設賠償責任保険の加入は募集要項で義務付けており、現指定管理者は従前より加入していた。また、同管理者は、平成30年度から大阪府を被保険者とした施設賠償責任保険に加入した。次期の公募より協定書において施設賠償保険の加入及び大阪府を被保険者とする条項を明記する。 | 措置 |
| 第４　包括外部監査の結果及び意見 | | | |
| ２　各施設に共通した課題についての結果・意見 | | | |
| 【監査の結果87】共同事業体との契約書の整備  【財務部】 | １　大阪府は、共同事業体が指定管理者となる場合の管理運営業務契約書において、  (1)　共同事業体の構成員名を明記すべきである。  (2)　共同事業体の各構成員が、大阪府に対し、連帯責任を負う旨の文言を記載すべきである。  ２　大阪府は「運用マニュアル」において、共同事業体を指定管理者とする場合の記載内容を前項に従って改訂すべきである。  ３　大阪府は、共同事業体が指定管理者になる場合、事業の収支計画及び事業報告の収支報告において、構成員ごとの管理運営委託事業にかかる収支を合算した金額を報告するよう「運用マニュアル」「募集要項」において記載し、各所管課に周知を図るべきである。 | 共同事業体が指定管理者となる場合の管理運営業務協定書について、平成30年３月、「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」準則例11の「管理運営業務協定書」第１条に、共同事業体の構成員についての連帯責任を明示するとともに、記名欄に構成員名全てを記名するよう改めた。  　また、事業の収支計画及び事業報告の収支報告については、準則例３「募集要項」及び準則例11「管理運営業務協定書」第７条に、構成員ごとの収支を明らかにした上で、それらの合算としての共同事業体の収支を明らかにするよう定めた。  　さらに、「指定管理者制度Ｑ＆Ａ」にも管理運営業務の実施状況の確認にあたって事業体構成員ごとの収支を合算した収支報告書の提出を求める必要があることを記載した。 | 措置 |
| 【監査の結果88】指定の取消しと契約の解除  【財務部】 | 大阪府は、運用マニュアル、準則例３「募集要項」、準則例11「管理運営業務契約書」の各記載について、大阪府や指定管理者の契約解除権を定める記載・条項は削除し、指定管理者への指定の取消しを基本とする規定とするべきである。 | 平成30年３月、「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」準則例３「募集要項」を修正し、指定管理者への指定取消しを基本とするため、提案内容等を誠実に履行しない場合は、指定を取消す場合があることを明記した。  また、同準則例11「管理運営業務協定書」を修正し、指定管理者への指定取消しを基本とする規定とするため、解除権条項を削除し指定取消し条項のみとした。 | 措置 |
| 【監査の結果89】施設賠償責任保険への加入など  【財務部】 | １　大阪府は、公の施設の各所管課に対し、公の施設の利用者に損害が発生した場合に備えて、速やかに、次の指導をすべきである。  　①　指定管理者に対して、指定管理者が被保険者となる施設賠償責任保険に加入させること  　②　指定管理者に対して、大阪府を被保険者として追加させること  　③　指定管理者に対して、施設賠償責任保険の契約内容を証する書面を提出させること  ２　大阪府は、今後の指定管理者の募集時においては、「運用マニュアル」準則例３の指定管理者募集要項や準則例11の管理運営業務契約書に関し、上記１①～③を追記するよう訂正すべきである。 | 平成30年３月、「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」準則例３「募集要項」、準則例11「管理運営業務協定書」第20条及び「指定管理者制度Ｑ＆Ａ」において、指定管理者に対する保険加入を義務付けるとともに、府に対する保険契約内容を証する書面の提出を義務付けた。  また、大阪府を被保険者として追加することについては、施設の特性を踏まえて検討するよう「指定管理者制度Ｑ＆Ａ」に記載した。 | 措置 |
| 【監査の結果90】文書管理  【財務部】 | １　大阪府は、指定管理者に係る運用マニュアルにおいて、指定管理者による文書の保管義務、大阪府への提出義務及び後任の指定管理者への引継義務等について記載すると共に、準則例11の契約書においても、少なくとも指定期間を含む一定期間の文書保管義務、大阪府への提出義務及び後任の指定管理者への引継義務に関する規定を設けるよう改訂すべきである。  ２　大阪府は、現在の指定管理者との間で協議し、管理運営業務に関する文書について、保管義務、大阪府への提出義務及び文書引継義務を定めた合意文書を締結するよう努めるべきである。 | 平成30年３月、「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」準則例11「管理運営業務協定書」第13条及び「指定管理者制度Ｑ＆Ａ」  において、大阪府行政文書管理規則の規定に準じた適正な取扱いや文書引継義務を定めた。  また、府と現在の指定管理者との間においても、文書管理及び文書引継義務に関しての合意文書を締結するよう、「指定管理者制度Ｑ＆Ａ」に記載した。 | 措置 |